

宮城県「核燃料税」の変更

宮城県から協議があった法定外普通税の変更について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせいたします。

変更される宮城県核燃料税の概要は以下のとおりです。

課税団体	宮城県
税目名	核燃料税（法定外普通税）
課税客体	①価額割：発電用原子炉への核燃料の挿入 ②出力割：発電用原子炉を設置して行う <u>運転及び廃止に係る事業</u>
課税標準	①価額割：発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 ②出力割：発電用原子炉の熱出力
納税義務者	発電用原子炉の設置者
税率	①価額割：100分の12 ②出力割：7,000円/千kW/課税期間（3ヶ月）
徴収方法	申告納付
収入見込額	（平年度）約585百万円
非課税事項	—
徴税費用見込額	約200千円
課税を行う期間	5年間（平成30年6月21日～令和5年6月20日）

※ 下線部が変更箇所を示す。

令和元年12月17日 宮城県議会にて改正条例案可決

同 年12月25日 総務大臣協議

令和2年3月24日 総務大臣同意

（同 年3月31日 改正条例施行予定）

担当：自治税務局企画課 卯田係長、花房
TEL03-5253-5658 FAX03-5253-5659